

市第91号議案

横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年 2 月15日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例（平成22年 3 月横浜市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 7 号を第 8 号とし、第 4 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 消防特殊業務手当

第11条を第12条とする。

第10条第 2 項及び第 3 項中「第 8 条」を「第 9 条」とし、同条を第11条とする。

第 9 条を第10条とし、第 8 条を第 9 条とし、第 7 条を第 8 条とする。

第 6 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(3) ヘリコプターの搭乗作業業務（前 2 号に掲げる業務を除く。）

第 6 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(3) 前項第 3 号に掲げる業務 次に掲げる職員の区分に応じ、そ

れぞれに定める額

ア 水火災又は地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある地域の上空において消防活動の業務（イに規定する業務を除く。）に従事した者 従事した回数 1 回につき 2,200 円

イ 飛行中のヘリコプターから身体の全部又は一部を機外に出して消防活動の業務に従事した者 従事した回数 1 回につき 2,860 円

第 6 条に次の 1 項を加え、同条を第 7 条とする。

- 3 前項第 3 号に掲げるもののほか、第 1 項第 3 号に掲げる業務に従事した消防吏員のうち当該業務において救助活動を行った者に対しては、当該業務に従事した回数 1 回につき 210 円を前項第 3 号の規定による額にそれぞれ加算して支給する。

第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（消防特殊業務手当）

第 6 条 消防特殊業務手当は、消防吏員が次に掲げる業務に従事した場合に支給する。

- (1) 火災が発生している場所において空気呼吸器を着装して消防活動を行う業務
- (2) 地面又は水面からの高さが10メートル以上ある足場の不安定な場所において消防活動（消防訓練を除く。次号において同じ。）を行う業務（次条第 1 項第 3 号に掲げる業務を除く。）
- (3) 潜水器具を着装し、潜水をして消防活動を行う業務
- (4) 一酸化炭素、硫化水素その他人体に有害なガスが発生し、若しくは発生するおそれがある場所又は酸素が欠乏している場所において化学防護服又は空気呼吸器を着装して消防活動を行う

業務（第 1 号に掲げる業務を除く。）

(5) 規則で定める危険な場所において救助活動を行う業務

2 前項の消防特殊業務手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前項第 1 号に掲げる業務 従事した回数 1 回につき 340 円

(2) 前項第 2 号に掲げる業務 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 地面又は水面からの高さが20メートル未満の場合 従事した回数 1 回につき 220 円

イ 地面又は水面からの高さが20メートル以上の場合 従事した回数 1 回につき 320 円

(3) 前項第 3 号に掲げる業務 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 潜水深度が20メートル以下の場合 従事した回数 1 回につき 310 円

イ 潜水深度が20メートルを超え30メートル以下の場合 従事した回数 1 回につき 780 円

ウ 潜水深度が30メートルを超える場合 従事した回数 1 回につき 1,500 円

(4) 前項第 4 号に掲げる業務 従事した回数 1 回につき 250 円

(5) 前項第 5 号に掲げる業務 従事した回数 1 回につき 210 円

3 前項第 1 号から第 4 号までに掲げるもののほか、第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる業務に従事した消防吏員のうち当該業務において救助活動を行った者に対しては、当該業務に従事した回数 1 回につき 210 円を前項第 1 号から第 4 号までの規定による額

にそれぞれ加算して支給する。この場合において、当該消防吏員が第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる 2 以上の業務に同時に従事していたときにあつては、これらの業務を一の業務とみなして加算するものとする。

#### 附 則

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

#### 提 案 理 由

消防特殊業務手当を新設するとともに、ヘリコプター業務手当の支給の対象となる業務を追加するため、横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正したいので提案する。

## 参 考

横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現 行）

（特殊勤務手当の種類）

第 2 条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

（第 1 号から第 3 号まで省略）

(4) 消防特殊業務手当

(5) (本文省略)

(4)

(6) (本文省略)

(5)

(7) (本文省略)

(6)

(8) (本文省略)

(7)

(消防特殊業務手当)

第 6 条 消防特殊業務手当は、消防吏員が次に掲げる業務に従事した場合に支給する。

(1) 火災が発生している場所において空気呼吸器を着装して消防活動を行う業務

(2) 地面又は水面からの高さが 10メートル以上ある足場の不安定な場所において消防活動（消防訓練を除く。次号において同じ。）を行う業務（次条第 1 項第 3 号に掲げる業務を除く。）

(3) 潜水器具を着装し、潜水をして消防活動を行う業務

(4) 一酸化炭素、硫化水素その他人体に有害なガスが発生し、若しくは発生するおそれがある場所又は酸素が欠乏している場所において化学防護服又は空気呼吸器を着装して消防活動を行う業務（第 1 号に掲げる業務を除く。）

(5) 規則で定める危険な場所において救助活動を行う業務

2 前項の消防特殊業務手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前項第 1 号に掲げる業務 従事した回数 1 回につき 340 円

(2) 前項第 2 号に掲げる業務 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 地面又は水面からの高さが 20 メートル未満の場合 従事した回数 1 回につき 220 円

イ 地面又は水面からの高さが 20 メートル以上の場合 従事した回数 1 回につき 320 円

(3) 前項第 3 号に掲げる業務 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 潜水深度が 20 メートル以下の場合 従事した回数 1 回につき 310 円

イ 潜水深度が 20 メートルを超え 30 メートル以下の場合 従事した回数 1 回につき 780 円

ウ 潜水深度が 30 メートルを超える場合 従事した回数 1 回につき 1,500 円

(4) 前項第 4 号に掲げる業務 従事した回数 1 回につき 250 円

(5) 前項第 5 号に掲げる業務 従事した回数 1 回につき 210 円

3 前項第 1 号から第 4 号までに掲げるもののほか、第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる業務に従事した消防吏員のうち当該業務において救助活動を行った者に対しては、当該業務に従事した回数 1 回につき 210 円を前項第 1 号から第 4 号までの規定による額にそれぞれ加算して支給する。この場合において、当該消防吏員が第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる 2 以上の業務に同時に従

事していたときにあっては、これらの業務を一の業務とみなして加算するものとする。

(ヘリコプター業務手当)

第 7 条  
第 6 条 ヘリコプター業務手当は、消防吏員が次に掲げる業務に従事した場合に支給する。

(第 1 号及び第 2 号省略)

(3) ヘリコプターの搭乗作業業務(前 2 号に掲げる業務を除く。)

2 前項のヘリコプター業務手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(第 1 号及び第 2 号省略)

(3) 前項第 3 号に掲げる業務 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 水火災又は地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある地域の上空において消防活動の業務(イに規定する業務を除く。)に従事した者 従事した回数 1 回につき 2,200 円

イ 飛行中のヘリコプターから身体の全部又は一部を機外に出して消防活動の業務に従事した者 従事した回数 1 回につき 2,860 円

3 前項第 3 号に掲げるもののほか、第 1 項第 3 号に掲げる業務に従事した消防吏員のうち当該業務において救助活動を行った者に対しては、当該業務に従事した回数 1 回につき 210 円を前項第 3 号の規定による額にそれぞれ加算して支給する。

(教員特殊業務手当)

第 8 条  
第 7 条 (本文省略)

( 災害応急対策等派遣手当 )

第 9 条  
第 8 条 ( 本文省略 )

( 臨時特殊業務手当 )

第 10 条  
第 9 条 ( 本文省略 )

( 支給方法 )

第 11 条  
第 10 条 ( 第 1 項省略 )

2 第 4 条から第 9 条  
第 8 条までに規定する特殊勤務手当の額は、勤務の状況により、他の職員との均衡上必要と認められる範囲内において、これを減額して支給し、又は支給しないことができる。

3 市長は、職員が第 4 条から第 9 条  
第 8 条までに規定する 2 以上の業務に従事した場合は、当該業務に係る第 4 条から第 9 条  
第 8 条までに規定する特殊勤務手当の額を超えない範囲内において、それぞれの当該特殊勤務手当の額を調整して支給することができる。

( 第 4 項省略 )

( 委任 )

第 12 条  
第 11 条 ( 本文省略 )